

株式会社横浜シーサイドライン
「ＩＣカード乗車券取扱規則」

制 定 平成１９年 ３月 １日
最終改定 ２０２５年 ４月 １日

第１章 総則

（目的）

第１条 この規則は、株式会社横浜シーサイドライン（以下「当社」という。）における、ＩＣカード乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条 当社において旅客の運送等を行うＩＣカード乗車券は、この規則の定めるところによる。

２ 前項にかかわらず、一体型ＰＡＳＭＯについては次の各号に定める取扱いは行わない。

- （１） 第１１条（発売）
- （２） 第１８条第２項（再印字）
- （３） 第２２条および第２３条（再発行）、ただし各条に定める再発行整理票交付手続きを行う。
- （４） 第２４条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）
- （５） 第２６条（払いもどし）

３ 当該ＰＡＳＭＯに定期乗車券、または企画乗車券が付加されていない場合は、前項第１号および第２号の取扱いを除き、第１項により取扱う。

４ 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。

５ この規則が改定された場合、以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

６ この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および株式会社パスモが定めるＰＡＳＭＯ取扱規則等の定めるところによる。

（用語の意義）

第３条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）「ＩＣカード乗車券」とは、株式会社パスモが発行するＰＡＳＭＯを媒体とする乗車券等をいう。
- （２）「ＩＣ取扱事業者」とは、ＰＡＳＭＯ取扱規則に規定するＰＡＳＭＯ取扱事業者をいう。
- （３）「ＩＣ鉄道事業者」とは、前号に規定するＩＣ取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。
- （４）「ＳＦ」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当する、ＩＣカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。

- (5) 「ＩＣＳＦ乗車券」とは、ＳＦにより旅客の運送等に応ずるＩＣカード乗車券をいう。
- (6) 「無記名ＰＡＳＭＯ」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人１名の使用に応ずるＩＣカード乗車券をいう。
- (7) 「記名ＰＡＳＭＯ」とは、券面に使用者の記名を行い、かつＰＡＳＭＯに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に応ずるＩＣカード乗車券をいう。
- (8) 「一体型ＰＡＳＭＯ」とは、株式会社パスモが、同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し、提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名ＰＡＳＭＯをいう。
- (9) 「大人用ＰＡＳＭＯ」とは、大人の使用に応ずるＰＡＳＭＯをいう。
- (10) 「小児用ＰＡＳＭＯ」とは、小児の使用に応ずるものであって券面に小児の表示を行った記名ＰＡＳＭＯをいう。
- (11) 「ＩＣ定期乗車券」とは、ＩＣ鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名ＰＡＳＭＯに付加したＩＣカード乗車券をいう。
- (12) 「ＩＣ企画乗車券」とは、ＩＣ鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能をＰＡＳＭＯに付加したＩＣカード乗車券をいう。
- (13) 「チャージ」とは、ＩＣカード乗車券に入金することをいう。
- (14) 「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社パスモが収受するＰＡＳＭＯの使用権の代価をいう。
- (15) 「改札機等」とは、ＩＣカード乗車券の改札を行う機器をいう。
- (16) 「精算機等」とは、ＩＣカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。
- (17) 「最低運賃相当額」とは、第６条第２項に規定する普通旅客運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃をいう。

（契約の成立および適用規定）

第４条 ＩＣカード乗車券による旅客運送の契約は、駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

２ 前項にかかわらず、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。

３ 前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法および制限事項）

第５条 ＩＣカード乗車券を使用して乗車するときは、改札機等による改札を受けて入場し、同一のＩＣカード乗車券により改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。

２ 出場時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは、精算機等において不足額を支払い、出場するものとする。

３ ＩＣカード乗車券のＳＦを使用して定期乗車券、別のＰＡＳＭＯおよび当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

４ 入場時に使用したＩＣカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ＩＣカード乗車券で再び入場することはできない。

- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、ＩＣカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。
- (1) 入場時にＳＦ残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。
 - (2) 旅客が、出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。
 - (3) ＩＣカード乗車券の破損、改札機等の故障または停電等により改札機等によるＩＣカード乗車券の内容の読取りが不能となったとき。
 - (4) 記名ＰＡＳＭＯまたは当社が別に定める無記名ＰＡＳＭＯにおいては改札機等での入場または出場、ＳＦもしくは定期乗車券、企画乗車券の使用またはＳＦのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、株式会社パスモが別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
 - (5) 一体型ＰＡＳＭＯにおいては提携先の都合により、当該ＰＡＳＭＯが使用できない状態となったとき、または有効期限が終了したとき。
- 6 ＩＣカード乗車券を使用して、乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。
- 7 ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は、第１項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。
- 8 記名ＰＡＳＭＯは、当該記名ＰＡＳＭＯに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 9 小児用ＰＡＳＭＯは、有効期限終了後は使用することができない。
- 10 偽造、変造または不正に作成されたＩＣカード乗車券、ＳＦ、定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

(運賃)

第6条 この規則における普通旅客運賃は、第5条第1項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

- 2 前項に定める普通旅客運賃のうち、大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次によって区分した1円単位運賃とする。
- | | | |
|-----|-------------------------------------|---------|
| (1) | 2 k mまで | 2 3 4 円 |
| (2) | 2 k mをこえ 4 k mまで | 2 6 5 円 |
| (3) | 4 k mをこえ 7 k mまで | 2 9 5 円 |
| (4) | 7 k mをこえ 1 1 k mまで | 3 1 6 円 |
- 3 旅客が第5条第1項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても、当社が特に認めた場合は、前項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。
- (1) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合
 - (2) 第5条第7項の規定により他の乗車券を併用した場合で、併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

(小児片道普通旅客運賃)

第6条の2 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 記名P A S M Oにかかわる個人情報の取扱いは、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

(旅客の同意)

第8条 旅客は、この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

(取扱区間)

第9条 当社におけるI Cカード乗車券の取扱区間は、全線とする。

(制限または停止)

第10条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、当社が必要であると認めたときは、次に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限

2 前項に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 発売

(発売)

第11条 P A S M OはP A S M O取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名P A S M Oの購入を希望する旅客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

2 旅客がP A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則に定める定期乗車券をP A S M Oへ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客がI Cカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

3 第2項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用P A S M Oに、小児の使用に供するものは小児用P A S M Oにその機能を付加する。なお、第2項により発売する定期乗車券の機能を無記名P A S M Oに付加するときは、当該無記名P A S M Oを記名P A S M Oに変更する場合に限り取扱う。

4 第1項、第2項、ならびに第3項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない。

(チャージ)

第12条 I Cカード乗車券は、P A S M O取扱規則の定めによりI Cカード乗車券を処理する機器

によりチャージすることができる。

- 2 IC SF乗車券を使用して乗車し、出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合、およびIC定期乗車券またはIC企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ、かつSF残額が減額する運賃相当額に満たない場合は、その不足額を精算機等によりチャージすることができる。
- 3 前項の場合、その不足額に10円未満の端数があるときは、これを10円単位に切り上げた額とする。

(SF残額の確認)

第13条 ICカード乗車券のSF残額は、ICカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2 ICカード乗車券のSF残額履歴の表示または印字はPASMO取扱規則の定めにより、ICカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。
- 3 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴

(4) 第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴

- 4 当社においては、PASMO取扱規則の定めにかかわらず、前各項に定めるSF残額およびSF残額履歴のほか、最近のSF残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行したときの再発行前のSF残額履歴および第24条の規定によりPASMOを交換したときの交換前のSF残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

(1) 出場処理がされていないSF残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴

(3) 26週間を経過したSF残額履歴

(4) 第22条または第23条の規定によりPASMOを再発行した当日における再発行前のSF残額履歴

(5) 第24条の規定によりPASMOを交換した当日における交換前のSF残額履歴

第3章 運賃

(IC SF乗車券における運賃の減額)

第14条 旅客がIC SF乗車券を使用して乗車する場合、出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃をSF残額から減額する。ただし、小児用PASMOにあつては、小児片道普通旅客運賃を減額する。

- 2 当社の駅発着となる場合で、当該発着区間内に他の I C 鉄道事業者を含む場合であっても、特に認めた場合を除き、全線当社を使用したものとみなして、片道普通旅客運賃を収受する。

(I C 定期乗車券または I C 企画乗車券における運賃の減額)

第 1 4 条の 2 旅客が I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

- (1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後、券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。
- (3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額、または片道普通旅客運賃を減額する。
- (4) 券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、片道普通旅客運賃を減額する。

(→第 1 7 条「効力」)

(当社を含む I C 鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額)

第 1 5 条 旅客が I C S F 乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合、出場時に減額する旅客運賃は、実際に乗車した経路に基づき、各 I C 鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また、小児用 P A S M O の S F から減額する旅客運賃にあつては、各 I C 鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

- 2 旅客が I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を使用して入場した後、各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し、出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。
- 3 前各項にかかわらず、改札機等での旅客運賃の減額は、入場した駅から 4 社局以内の各 I C 鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし、5 社局以上を連続して乗車した場合であっても、4 社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には、4 社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。
- 4 前各項にかかわらず、乗車経路が特定できない場合は、実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。
- 5 I C 鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は、出場時に当該区間の片道普通旅客運賃から割引額を減じた額を減額する。ただし、同一 I C 鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用する。
 - (2) 割引額が同一の場合には、乗車経路において最初に発生する割引を適用する。
- 6 旅客は 2 以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

(障害者割引)

第 1 6 条 当社が別に定める旅客営業規則により、割引を受けようとする旅客が I C カード乗車券に

よる乗車の意思を表示したときは、当社線内を利用する場合に限り、ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区間の片道普通旅客運賃、ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第１４条の２の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。

２ 前項にかかわらず、当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）前条第１項から第５項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額、または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。

（２）旅客は２以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし、第１項に定める割引と前条第５項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

３ 前各項の取扱いは、第５条第１項の規定にかかわらず、改札機等による改札を受けて入場し、出場時に係員に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（ただし、写真が表示されているものに限る。）を呈示するものとする。

（障害者割引運賃の端数処理）

第１６条の２ 前条第１項の規定により割引の運賃を減額する場合、１円未満の端数があるときは、１円未満の端数を切り捨てた額とする。

第４章 効力

（効力）

第１７条 ＩＣカード乗車券取扱区間内において、ＩＣＳＦ乗車券を使用して乗車する場合、次の各号に定めるとおりとする。

（１）当該乗車区間において、片道１回の乗車に限り有効なものとする。この場合、ＩＣＳＦ乗車券１枚をもって１人が使用することができる。なお、無記名ＰＡＳＭＯから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児１人が使用することができる。

（２）入場後は、当日限り有効とする。

（３）途中下車の取扱いはしない。

２ ＰＡＳＭＯに発売された定期乗車券および企画乗車券については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし、ＳＦをチャージしたＩＣ定期乗車券およびＩＣ企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、前項を適用する。

（再印字）

第１８条 ＩＣカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

２ 前項の場合、ＰＡＳＭＯ取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより、速や

かに当該PASMOを当社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

第19条 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。

- 2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

(無効となる場合)

第20条 ICカード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったICカード乗車券の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 旅行開始後のICカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、またはIC定期乗車券およびIC企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
- (4) 券面表示事項が不明となったICカード乗車券を使用した場合
- (5) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
- (6) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (7) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (8) 偽造、変造または不正に作成されたICカード乗車券もしくはSFを使用した場合
- (9) 旅客の故意または重大な過失によりICカード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (10) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第21条 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

(→第20条「無効となる場合」)

第5章 再発行・交換

(紛失再発行)

第22条 IC・SF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 IC定期乗車券またはIC企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失したIC定期乗車券またはIC企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理

票」という。)を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を再発行する。また、一体型 P A S M O においては、次の第 1 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を再発行する。
 - (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 再発行する P A S M O に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
 - (3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
 - (4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
 - (5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C 定期乗車券または I C 企画乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名 P A S M O の紛失再発行手数料は P A S M O 取扱規則の定めによる。
- 5 第 2 項により使用停止措置を行った一体型 P A S M O を使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。
 - (1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第 3 項第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、I C カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。
 - (2) 企画乗車券については、第 3 項第 2 号および第 3 号の条件を満たしたうえ、I C カード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。
 - (3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。
 - (4) 第 1 号および第 2 号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第 3 項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。
- 6 当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した I C 定期乗車券または I C 企画乗車券が発見された場合に、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 7 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した I C 定期乗車券または I C 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが I C 定期乗車券または I C 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第23条 I C S F 乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、P A S M O 取扱規則の定めるところにより行う。

2 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 1 4 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 I C カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の I C カード乗車券を再発行する。また、一体型 P A S M O においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を提出すること。

(3) 再発行する P A S M O に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

(5) 旅客が当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を呈示すること。

(6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(7) 旅客が障害状態となった当該一体型 P A S M O と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4 当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 I C S F 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により I C 定期乗車券または I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 2 0 条第 9 号により無効となった場合

(→第 2 0 条「無効となる場合」)

(P A S M O の交換および移替え)

第24条 当社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している P A S M O を、当該 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の P A S M O に予告なく交換することがある。なお、一体型 P A S M O においては提携先の都合による場合を含む。

2 一体型 P A S M O を使用する旅客が、有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型 P A S M O の交換をする場合の取扱いは、P A S M O 取扱規則の定めにより、

株式会社パスモおよび提携先から交換用の一体型PASMOの交付を受け、当社に、現在使用している一体型PASMOと当該交換用の一体型PASMOを持参し、かつ株式会社パスモからの交換用の一体型PASMOにかかわる通知を呈示し、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を当該交換用の一体型PASMOへ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社は、所定の機器により移し替える。

- 3 一体型PASMOを使用する旅客が、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの機能、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を、当社で発売できるICカード乗車券に移し替える場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、PASMO取扱規則の定めにより一体型PASMOの払いもどしおよびICカード乗車券の発売を行ったものとして、所定の機器により当該ICカード乗車券に移し替える。ただし、当該一体型PASMOに付加されていた定期乗車券、および企画乗車券の機能は、払いもどしをせずに当該ICカード乗車券に移し替える。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。
- 4 第2項の交換または第3項の移替えを行った後、交換または移替え前の記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能停止の取消または機能の復元、移し替えた記名PASMO、IC定期乗車券またはIC企画乗車券の機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。

(→第11条「発売」)

(→第26条「払いもどし」)

(免責事項)

第25条 PASMOの交換または再発行により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 紛失した記名PASMOの払いもどしやSFの使用等で生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型PASMOについて、提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第6章 払いもどし

(払いもどし)

第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

- 3 旅客が、ＩＣ定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める記名ＰＡＳＭＯの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、ＩＣ定期乗車券１枚につき２２０円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 5 旅客が、ＩＣ企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
 - (１) 当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
 - (２) 当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 6 旅客が、ＩＣ企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。
 - (１) 当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める記名ＰＡＳＭＯの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額とする。
 - (２) 当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める無記名ＰＡＳＭＯの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額とする。
- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、ＩＣ企画乗車券１枚につき２２０円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 8 第１項にかかわらず、第２４条第３項に定める移し替えにより一体型ＰＡＳＭＯを払いもどす場合は、ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

第７章 特殊取扱

(ＰＡＳＭＯの変更)

第２７条 旅客が無記名ＰＡＳＭＯを差し出して、記名ＰＡＳＭＯへの変更を申し出た場合は、ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによりＰＡＳＭＯの変更を行う。なお、ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより、記名ＰＡＳＭＯから無記名ＰＡＳＭＯへの変更はできない。

- 2 旅客がＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる有効期限終了後の小児用ＰＡＳＭＯを差し出して、

大人用 P A S M O への変更を申し出た場合は、P A S M O 取扱規則の定めにより P A S M O の変更を行う。

(同一駅で出場する場合)

第 2 8 条 旅客は、I C S F 乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い、当該 I C S F 乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客が、I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後、券面表示区間外の任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い、当該 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 次の各号により入場し、乗車せずに同一駅で出場する場合は、最低運賃相当額を支払い発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) I C S F 乗車券を使用して入場した場合。

(2) I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第 2 9 条 I C 定期乗車券または I C 企画乗車券を所持し、その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合、付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

2 旅客が次の各号のいずれかに当てはまる I C カード乗車券を所持し、改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、アまたはイの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1) I C S F 乗車券

(2) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 定期乗車券

(3) S F をチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降の I C 企画乗車券

ア 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず、無賃送還後、発駅での出場時に当該 I C カード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

イ 発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅または当該駅においてＩＣカード乗車券のＳＦ残額から減額する。

第８章 ＩＣカードの相互利用

（ＩＣカード等の相互利用）

第３０条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード等については、第３条第１項第１号に定めるＩＣカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。

- （１）東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Ｓｕｉｃａ」
- （２）東京モノレール株式会社が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」
- （３）東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」
- （４）北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Ｋｉｔａｃａ」
- （５）株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
- （６）株式会社エムアイシーが発行する「ｍａｎａｃａ」
- （７）東海旅客鉄道株式会社が発行する「ＴＯＩＣＡ」
- （８）株式会社スルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＩＣカード
- （９）西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ＩＣＯＣＡ」
- （１０）福岡市交通局が発行する「はやかけん」
- （１１）株式会社ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａ」
- （１２）九州旅客鉄道株式会社が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」

２ 前項で定める一部のＩＣカード乗車券について、ＩＣカード乗車券を処理する機器で使えない場合がある。

３ 第１項に定めるＩＣカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第１項に定める各ＩＣカードを発行する事業者の規則（以下、「ＩＣカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

（ＩＣカードの相互利用において取扱わない業務）

第３１条 前条にかかわらず、次の各号に定めるＩＣカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。

- （１）前条第１項第１号から第３号に定めるＩＣカード乗車券について
 - ア 第１１条（発売）
 - イ 第１３条第４項（ＳＦ残額の確認）
 - ウ 第１８条第２項（再印字）
 - エ 第１９条第２項（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）
 - オ 第２２条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - カ 第２３条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。
 - キ 第２４条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）
 - ク 第２６条（払いもどし）
 - ケ 第２７条（ＰＡＳＭＯの変更）

(2) 前条第1項第4号から第12号に定めるICカード乗車券について

- ア 第11条(発売)
- イ 第13条第4項(SF残額の確認)
- ウ 第18条第2項(再印字)
- エ 第19条第2項(記名PASMOの個人情報変更)
- オ 第22条(紛失再発行)
- カ 第23条(障害再発行)
- キ 第24条(PASMOの交換および移替え)
- ク 第26条(払いもどし)
- ケ 第27条(PASMOの変更)

(相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い)

第32条 以下の取扱いについては第30条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

- (1) 第7条に定める個人情報の取扱い
- (2) 第20条により無効となったカードの取扱い